

地方公共団体金融機構の一般貸付における長期貸付金利の見直しについて
【下限を0.01%から0.001%へ引き下げ】

1. 見直しの内容

(1) 見直し対象とする機構貸付金利

すべての長期貸付金利（基準利率、機構特別利率）

(2) 機構貸付金利

金利の設定を次のとおりとする。

①利率が0.100%以上となる場合

0.050%単位とし、当該単位未満は切り上げる。

②利率が0.010%以上0.100未満となる場合

0.010%単位とし、当該単位未満は切り上げる。

③利率が0.010%未満となる場合

0.001%単位とし、当該単位未満は切り上げる。

下限を0.001%とする。

2. 適用時期

平成31年4月25日（木）貸付けから適用。

3. 見直し後の表示イメージ

（単位：％）

地方公共団体金融機構資金※		(参考) 財政融資資金
平成31年4月24日 貸付けまで	平成31年4月25日 貸付けから	現行
}	}	}
0.20	0.200	0.2
0.15	0.150	
0.10	0.100	0.1
0.09	0.090	0.09
0.08	0.080	0.08
}	}	}
0.02	0.020	0.02
0.01	0.010	0.01
/	0.009	0.009
	0.008	0.008
	}	}
	0.002	0.002
	0.001	0.001

※同一貸付条件の財政融資資金貸付金利を下限とする。